

3. 第一種区域等見直し後の措置について

■縮小が見込まれる区域にお住まいの方(□)

この区域においては、住宅防音工事を希望された方々に対する防音工事は、ほぼ完了している状況ですが、これまでの間、住宅防音工事の対象でありながら同工事を見合わせてきた方々については、一定の経過措置期間(概ね1年6カ月)を設け、その期間内に同工事を希望された方々に対しては、区域見直し後もこれまでと同様に住宅防音工事の助成を行います。

また、移転の補償等についても、同様に一定の経過措置期間(概ね1年6カ月)を設け、移転の補償等の対象となる建物等について、その期間内に申し出をされた方々に対し、これまでと同じ内容で移転の補償及び土地の買入れを行います。

なお、具体的な内容や手続きなどについては、区域見直し後に改めてお知らせします。

■拡大が見込まれる区域にお住まいの方(□)

防音工事の対象となる住宅は、今回の第一種区域等見直しを官報により告示する日に、現に所在している住宅が対象となります。防音工事の内容については、現在の第一種区域内で助成している内容と同様です。

なお、具体的な内容や手続きなどについては、新たな区域を指定した後に改めてお知らせします。

■告示後住宅の防音工事について

告示後住宅(現在、第一種区域内に所在し、区域見直し後も引き続き第一種区域内となる住宅で、最終告示日(昭和56年7月18日)後に建設された住宅)については、区域見直し後の85W以上の区域(特に騒音の著しい地域)で区域見直し前の最終告示日(昭和56年7月18日)後10年以内に建設された住宅を対象に防音工事の助成を行いたいと考えています。

なお、具体的な内容や手続きなどについては、区域見直し後に改めてお知らせします。

また、85W以上の区域以外の告示後住宅については、今後の工事の実施状況及び予算状況も視野に入れながら検討してまいります。

4. その他

現在、第一種区域の縮小が見込まれる区域や拡大が見込まれる区域にお住まいの方々に、第一種区域等の見直しの概要を更にご理解頂けるように、南関東防衛局ホームページでの情報発信や本資料の配布など、広報活動に努めています。

南関東防衛局のホームページアドレス
<http://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/>

問い合わせ先

- 住宅防音対象区域関係は…南関東防衛局 企画部 住宅防音第1課 〈電話〉045-211-7113
- 移転対象区域関係は…南関東防衛局 企画部 防音対策課 〈電話〉045-211-7112

～南関東防衛局からのお知らせ～

浜松飛行場周辺の 住宅防音工事対象区域(第一種区域) 等の見直しについて



お断り

このパンフレットは、住宅防音工事対象区域及び移転対象区域の見直しについて知っていただくため、その対象となる区域内に配布しているものですが、配布を受けた全ての方に、このお知らせの内容が適用されるものではありません。

2. 騒音度調査結果の概要について

■ 概要

騒音の状況は、昭和57年度の評価と比べ、**1日の標準飛行回数^{※1}の減少**(204回→182回)、**主力機の機種変更(T-33→T-4)に伴う騒音値の減少**などにより、第一種区域の指定基準値である75Wの騒音コンターは縮小します。そのため第一種区域等は縮小する見込です。

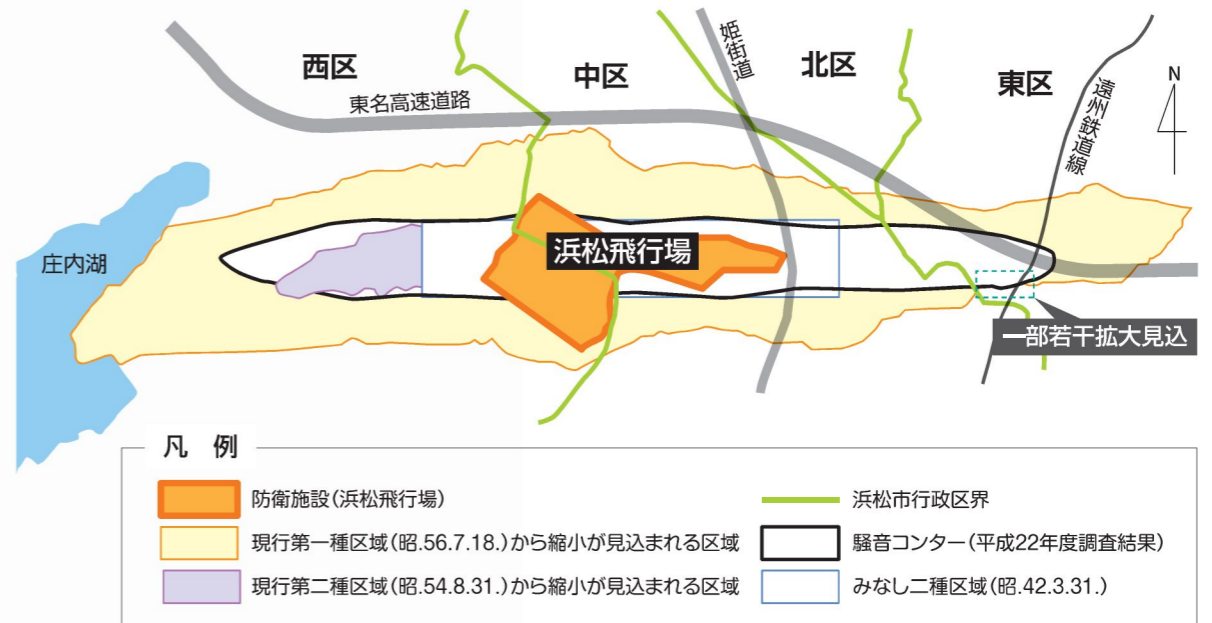


主力機の機種変更がありました。

※1 航空機の飛行時間帯に応じて重み付けを行った後の回数で、1年間の飛行実績を基に1日毎の飛行回数が少ない日から数えて90%に当たる日の飛行回数。

※2 騒音コンターとは、同じ値のWECPNL(音響の強度、ひん度、継続時間、発生時間帯などの諸要素を加味し、多数の航空機による騒音を総合的に評価する基準です。略して、「W」というるささ指数とされています。)を結んだ曲線になります。

■ 現在の第一種区域等と騒音度調査結果の比較(イメージ図)



■ 対象区域面積及び対象世帯数の変動見込

面積：約 1,800ha → 約 440ha

世帯数：約 12,300世帯 → 約 3,000世帯

増減傾向： **縮小傾向** 浜松市西区、中区、北区、東区 **一部拡大** 浜松市東区

注：見直し後の面積及び世帯数は75W騒音コンターにより算出しているため、今後精査することにより、変動する可能性があります。

～住宅防音工事対象区域等の見直しについて～

南関東防衛局では、平成20年度から平成22年度にかけて実施した浜松飛行場に係る騒音度調査結果に基づき、同飛行場周辺の住宅防音工事対象区域(第一種区域)、及び移転対象区域(第二種区域)の見直しに係る作業を行っています。

今後、第一種区域等の見直し案を作成し、南関東防衛局長が静岡県知事に対して見直し案に対する意見聴取を行い(浜松市長へは静岡県知事から行います)、その後、第一種区域等の指定等を官報により告示することになります。

1. 背景について

- 防衛省では、「飛行場周辺における環境整備の在り方に関する懇談会」(防衛施設庁長官〈当時〉により開催)において、平成14年7月に「**真に騒音等の影響を受けている住民に対して限られた財源を効果的に支出**する観点から、深刻な騒音等の影響を被っている区域を見極める必要があり、改めて計画的に全国の飛行場施設の騒音度を調査し、**区域の見直しを図ることが適切な時期**が到来している。」旨の提言を受けました。
- 浜松飛行場周辺の住宅防音工事の対象区域である第一種区域の指定については、最終の指定告示(昭和56年7月18日)から約30年近くが経過し、これまでの間、同飛行場における住宅防音工事を希望された方々に対する防音工事は、ほぼ完了している状況です。
- また、平成18年度には、T-33型機の後継機であるT-4型機の配備が完了し、騒音状況は最終指定告示時と比較して変化している状況にあります。このような背景を踏まえ、当局は、現在の航空機騒音の状況を調べることにしました。